

基幹型又は地域密着型病院の名称（所在都道府県）： 医療法人徳洲会 宇治徳洲会病院 （京都府）

基幹型又は地域密着型病院				協定型病院					臨床研修協力施設					研修プログラム	
所在 都道府県	二次 医療圏	名称	新規	所在 都道府県	二次 医療圏	追加・ 削除	名称	新規	所在 都道府県	二次 医療圏	追加・ 削除	名称	新規	名称	定員
京都府	山城北 医療圏	医療法人徳洲会 宇治徳洲会病院 (病院施設番号：030485)		神奈川県	湘南西部	追加	湘南大磯病院 (病院施設番号:030287)	○	鹿児島県	奄美		徳之島徳洲会病院 (病院施設番号:030951)			
				神奈川県	県央		大和徳洲会病院 (病院施設番号:030293)		鹿児島県	奄美		名瀬徳洲会病院 (病院施設番号:031000)			
				静岡県	志太榛原		榛原総合病院 (病院施設番号:030395)		山形県	庄内	削除	庄内余目病院 (病院施設番号:031060)			
				兵庫県	神戸市		神戸徳洲会病院 (病院施設番号:030986)		北海道	日高		日高徳洲会病院 (病院施設番号:031061)			
				鹿児島県	鹿児島	追加	鹿児島徳洲会病院 (病院施設番号:030999)	○	北海道	十勝		帯広徳洲会病院 (病院施設番号:031070)			
				山形県	庄内	追加	庄内余目病院 (病院施設番号:031060)		山梨県	中北		白根徳洲会病院 (病院施設番号:031122)			
				北海道	南渡島		共愛会病院 (病院施設番号:031121)		鹿児島県	肝属		大隅鹿屋病院 (病院施設番号:031123)			
				千葉県	東葛南部		鎌ヶ谷総合病院 (病院施設番号:090016)		山形県	最上		新庄徳洲会病院 (病院施設番号:031124)			
				岐阜県	西濃		大垣徳洲会病院 (病院施設番号:100015)		新潟県	下越		山北徳洲会病院 (病院施設番号:032540)			
				神奈川県	湘南東部	追加	茅ヶ崎徳洲会病院 (病院施設番号:168313)	○	鹿児島県	奄美		喜界徳洲会病院 (病院施設番号:033277)			
				千葉県	印旛		成田富里徳洲会病院 (病院施設番号:168317)	○	鹿児島県	奄美		瀬戸内徳洲会病院 (病院施設番号:033278)			
				奈良県	西和	追加	生駒市立病院 (病院施設番号:168379)		鹿児島県	熊毛		屋久島徳洲会病院 (病院施設番号:033279)			
				島根県	出雲	追加	出雲徳洲会病院 (病院施設番号:210001)	○	鹿児島県	奄美		沖永良部徳洲会病院 (病院施設番号:033280)			
				京都府	山城北		京都府立洛南病院 (病院施設番号：030486)	○	鹿児島県	奄美		与論徳洲会病院 (病院施設番号:033281)			
				大阪府	豊能	削除	吹田徳洲会病院 (病院施設番号：)		沖縄県	宮古		宮古島徳洲会病院 (病院施設番号:033295)			
							(病院施設番号：)		埼玉県	秩父		皆野病院 (病院施設番号:041002)			
							(病院施設番号：)		鹿児島県	奄美		笠利病院 (病院施設番号:041003)			
							(病院施設番号：)		愛媛県	宇和島		宇和島徳洲会病院 (病院施設番号:041004)			
							(病院施設番号：)		沖縄県	八重山		石垣島徳洲会病院 (病院施設番号:041005)			
							(病院施設番号：)		北海道	札幌		札幌南徳洲会病院 (病院施設番号:056506)			
							(病院施設番号：)		鹿児島県	南薩		山川病院 (病院施設番号:076095)			
							(病院施設番号：)		千葉県	安房		館山病院 (病院施設番号:188802)			
							(病院施設番号：)		京都府	山城北		医療法人徳洲会 宇治徳洲会病院在宅クリニック			
							(病院施設番号：)		京都府	山城北		医療法人徳洲会 六地藏総合病院 (病院施設番号：)			
							(病院施設番号：)		滋賀県	湖南		医療法人徳洲会 近江草津徳州会病院 (病院施設番号:050005)			

病院群を構成する臨床研修病院及び研修協力施設（病院又は診療所に限る）が同一の二次医療圏又は同一の都道府県を越えている場合は、その理由を以下に記載。

理由
徳洲会グループ病院は2021年度に複数あった法人が同一法人に統一され、医師の往来が活発化しております。
その中で、研修医にも地域によって違う診療体制や症例などを経験、多種多様な研修してもらうため、必要な症例数があり指導医が在籍している病院に限り協定型施設として追加をしました。

上記は「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（医政発第0612004号）」に定める以下の要件に合致しているものであると考えております。
「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（医政発第0612004号）」
5. 臨床研修病院の指定の基準
（1）基幹型臨床研修病院の指定の基準
チ
（イ） 地域医療のシステム化を図り、臨床研修病院群における緊密な連携を保つため、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院及び臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る。）は、原則、同一の二次医療圏内又は同一の都道府県内にあることを基本とし、それらの地域を越える場合は、以下のような正当な理由があること。
①（略）
②（略）
③その他、基幹型臨床研修病院と連携し、十分な指導体制の下で様々なバリエーションの経験及び能力形成が可能であり、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるような基本的な診療能力を身に付けることのできる良質な研修が見込まれる場合であること。

- ※ 該当する項目について、上から病院施設番号順に結めて記入すること。
- ※ 病院群を構成するすべての基幹型病院、地域密着型病院、協定型病院及び臨床研修協力施設（今回の届出により削除しようとするものを含む。）の
所在都道府県、二次医療圏、名称をそれぞれの「所在都道府県」、「二次医療圏」、「名称」欄に記入（既に病院施設番号を取得している研修病院等は番号を「名称」欄に記入）した上で、
それぞれの施設が新たに臨床研修協力病院（協力施設）となる場合は「新規」欄に「○」を記入し、また、臨床研修病院（協力施設）を追加又は削除する場合にはそれぞれの施設が
以前の病院群に追加されるか以前の病院群から削除されるかにより「追加・削除」欄に「追加」又は「削除」を記入すること。
- ※ 当該病院群に係るすべての研修プログラムの名称及び募集定員（自治医科大学卒業生分等マッチングによらないものを含む）を「研修プログラム」欄に記入すること。